# 第３章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

本市においては、これまで庁内の関係部署及び関係機関・団体等と連携して「第２期益田市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ってきました。

「第６次益田市総合振興計画」では、基本目標のひとつとして、「子育てにやさしく、誰もが健やかに暮らせるまち」を掲げています。

次代を担う益田のこどもたちが、自己をありのまま受け容れ、大切に感じ、他者と関わりながら自分らしく夢や希望を叶える力を育み、未来に向かって羽ばたけるようにする必要があると考えています。そのため、本計画における基本理念は、特定の児童・生徒・若者の利益にかたよることなく、すべてのこどもの最善の利益を第一に考え、地域や社会全体でこどもの育ちを支えるまちを目指し、次のとおりとします。

**【基本理念】**

安心できるつながりの中で、

こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち

～すべてのこどもの最善の利益を第一に～

## ２　計画の基本的な視点

本市の「第２期益田市子ども・子育て支援事業計画」では、基本的な視点として４つの視点（1.子どもの育ちの視点　2.親としての育ちの視点　3.地域での支え合いの視点　4.子育て環境の充実の視点）を定めています。

本計画においても、「第２期益田市子ども・子育て支援事業計画」と同様に基本的視点として次の４つを定めて施策の展開を図っていきます。

**◆こどもの育ちの視点**

「こどもの最善の利益」が実現される「こどもまんなか社会」を目指し、こどもの視点に立って、こどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、こどもの健全育成の環境を整えていきます。

こどもが自らのことについて意見を表明し社会へ参画する上でも、意見形成への支援及び意見を表明しやすい環境を整えていきます。

**◆親としての子育ての視点**

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを大前提に、保護者の子育てに対する負担や不安を軽減し、親としての自覚と責任を持って、心豊かに愛情あふれる子育てができるような環境を整えていきます。

**◆地域での支え合いの視点**

子育ては、次代を担う人材を育てることであり、地域の様々な分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、社会全体でこどもや子育て世帯を見守り支え合っていくことが求められます。

地域ぐるみで子育て世帯を支援し、こどもが地域の未来を創っていけるような取組を進めます。

**◆子育て環境の充実の視点**

働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するため、子育てに対する職場への理解・協力を促進するとともに、男性の育児休業の取得率の向上など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

## 3　横断目標

**横断目標　こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す**

- 「こども基本法」や「子どもの権利条約」が示すように、すべてのこどもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持つ自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現する権利を有しています。
  すべてのこどもが希望を持って健やかに成長できるよう、こどもやその周りの大人に対して人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための周知・啓発活動を積極的に推進します。
- こどもが自らの意見を表明し、地域の大人たちと語り合う場を提供するなど、様々な年代との交流を促す取組や、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う「ライフキャリア教育」をこれからも推進していきます。

## ４　基本目標

基本理念を実現するため、本計画の基本目標として、以下の５つを設定します。

**基本目標１　生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援**

●すべてのこどもが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関と連携し、こどもの貧困対策に取り組みます。

●障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもについて、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。併せて、就労に向けた支援を行います。また、慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費などの助成や相談支援を行います。

●こどもたちは、一人一人が生まれながらにして自ら育つ力を持っています。こどもがこの力を十分に発揮できるように、こどもの最善の利益を守る視点で、本市においては不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのあるこどもの家庭への支援の充実など、社会的養護を必要とするようなこどもや家庭への支援体制の強化を図ります。

●ヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定されるような家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもが、遊びや勉強、進学・就職の準備などの時間を奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こどもの健やかな成長や社会的自立の妨げとなり、重大な権利侵害となります。ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置き、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

## 基本目標２　こどもを育む支援

●就学前の子どもについては、乳幼児期の愛着形成、幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供が求められます。
多様な教育・保育ニーズに対応するための体制整備や人材の確保、子育て家庭への手当・こどもの医療費助成、ひとり親家庭への手当・医療費助成等による子育ての経済的負担軽減などの充実に努めます。

●核家族化の進展、人との結びつきが少なくなった社会環境の中で、身近に相談する相手がいない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担や不安、孤立を感じる子育て世帯が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。
このため、子育て中の親子が気軽に交流し、相談や情報交換ができる場所・機会の提供や保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

●妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、自信をもって育児に取り組めるような体制を整備することは、母親にとって極めて重要です。
このため、母子健康手帳交付時からのきめ細かな保健指導の充実や妊産婦・乳幼児などの訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。

●子育て中の保護者にとって身近で気軽に相談できる相手が少なく、また、相談内容の多様化、複雑化が進んでいます。
育児不安に対応する相談体制などの充実に努めます。

●共働き家庭が増加している現代社会にあっては、働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、男性が家事や子育てに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスが保たれたものにすることが重要です。
家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を推進します。
また、男女が協力して子育てを行っていけるよう男女共同参画社会の啓発にも努めます。

## 基本目標３　こどもの成長の保障と遊びの充実

●こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、やがて若者となり、大人へと成長していきます。こどもを取り巻く環境は大きな変化を続けており、それぞれのライフステージで多様に成長するこどもを、保育所・認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域と連携し、こどもの声をしっかりと聴き、保護者等の意向を確認しながら、その意見やニーズを反映させつつ、切れ目なく支援します。

●保護者の共働きの増加や就業形態の多様化に伴い、定期的な教育・保育へのニーズはさらに高まっています。また、教育・保育施設と小学校との情報共有の体制強化と架け橋期における教育・保育の充実を図り、円滑な接続を目指します。

●遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、言語や数量などの感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。地域や関係団体と連携を図り、こどもの多様な体験活動を支援します。

## 基本目標４　こどもが安心して過ごせる環境の充実

●人とふれあう機会が少なくなったこどもたちにとって、身近な地域の人々との交流は大切な経験です。また、こどもは地域の財産として子育て世帯を地域全体で支えていくことが必要です。
学校、公民館、放課後児童クラブ、ボランティアハウス、つろうて子育て協議会、青少年育成市民会議、子ども会等の連携によって、地域においてこどもが安心して意見が言え、安全に生活ができる居場所づくりの充実に努めるとともに、こども自身がその居場所づくりに積極的に参画し、自らの意見や希望を反映できる環境づくりを推進していきます。

●こどもたちは、一人一人が生まれながらにして自ら育つ力を持っています。こどもがこの力を十分に発揮できるように、こどもの最善の利益を守る視点で、本市においては不登校やいじめへの適切な対応など、こどもがいつも安全・安心な環境で過ごせるよう、こどもや家庭、学校等への支援体制の強化を図ります。

●いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。いじめ防止教育を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談支援体制を整えます。

## 基本目標５　こどもの未来に向けた支援

●すべてのこどもが、心理的・社会的に発達し、専門的な知識や職業的なスキルを身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、こどもの夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

●こどもが、自らの価値観や生き方を確立しようとする過程で、家族や友人、恋人との関係、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のことなど、様々な不安や悩みを抱えることは少なくありません。時には身動きが取れなくなり、ひきこもりの状態に陥ることも考えられます。悩みや不安を抱えるこどもが、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、こどもやその家族が気軽に相談できる体制を整えます。